

平成二十三年年度

第八十四回

東京都港湾審議会議事録

平成二十三年十一月十一日(金)  
於 都庁第二本庁舎三十一階特別会議室二十七

次第

- 一 開 会
- 二 審議事項  
(1) 東京港湾計画の一部変更(案)  
(2) 東京港湾計画の軽易な変更(案)  
(3) 東京都海上公園計画の変更(案)
- 三 答 申
- 四 東京都副知事挨拶
- 五 報告事項  
(1) 第三十回港湾環境整備負担金部会の報告  
(2) 京浜港の総合的な計画について
- 六 閉 会

出席者

学識経験者

公立大学法人首都大学東京理事長

高橋 宏

(社)日本港湾協会副会長

川嶋 康宏

日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループリーダー

橋本 弘二

東京海洋大学理事・副学長

苦瀬 博仁(欠席)

東京大学大学院教授

下村 彰男(欠席)

明治大学農学部教授

倉本 宣

青山学院大学経営学部教授

三村 優美子(欠席)

ジャーナリスト・環境カウンセラー

崎田 裕子

政策研究大学院大学教授

森地 茂

元(財)東京都公園協会西部支社長

清水 政雄

港湾・海上公園利用者

(社)東京港運協会会長

鶴岡 元秀

東京倉庫協会会長

田中 稔(欠席)

東京港定航船主会会長

田邊 典夫

東京湾海難防止協会特別参与

竹内 尚武

東京港湾労働組合連合会副執行委員長

都澤 秀征(欠席)

全日本海員組合関東地方支部長

池谷 義之(欠席)

(社)東京都レクリエーション協会副会長

丸山 正

都民公募

安斉 礼子

都民公募

杉田 研一

港湾区域に隣接する特別区の区長

中央区長

矢田 美英(代理)

港区長

武井 雅昭(代理)

江東区長

山崎 孝明(代理)

品川区長

濱野 健(代理)

大田区長

松原 忠義(代理)

江戸川区長

東京都議会議員

多田正見(代理)

東京都議会議員

大沢昇

東京都議会議員

岡田眞理子

東京都議会議員

田中健

東京都議会議員

山崎一輝

東京都議会議員

鈴木あきまさ

東京都議会議員

藤井一

東京都議会議員

畔上三和子(欠席)

関係行政機関の職員

東京税関長

森川卓也(代理)

関東地方整備局長

下保修(代理)

関東運輸局長

神谷俊広

東京海上保安部長

恩田隆

警視庁交通部長

鈴木基久(代理)

東京都職員

副知事

村山寛司

港湾局長

中井敬三

技監

前田宏

総務部長

黒田祥之

港湾経営部長

小宮三夫

臨海開発部長

石原清志

港湾整備部長

石山明久

離島港湾部長

平田耕二

港湾経営改革担当部長

笹川文夫

開発調整担当部長

大和田元

計画調整担当部長

大釜達夫

企画担当課長

松本達也

開 会 (午後三時)

○松本企画担当課長 数名遅れている委員の方がいらっしやいますけれども、定刻となりましたので、ただいまから第八十四回東京都港湾審議会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入りますまで、しばらくの間は、私、総務部企画担当の松本が進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会でございますが、所要時間は約一時間三十分程度を予定しております。

なお、本審議会は公開とさせていただきます。よろしくお願ひいたし、こちらにつきましてもあわせてご了承のほどよろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に、本日の委員の出席状況を報告申し上げます。

ただいま、本審議会三十七名の委員に対しまして、委員並びに代理出席の方も含めまして二十九名の方に「出席」いただいております。定足数を満たしております。本審議会は有効に成立いたしております。

それでは、お手元に配付させていただいております資料につきまして、「ご確認をお願いいたします。」「会議次第」、「東京都港湾審議会委員名簿」、本日の審議をお願いいたします三件の諮問書の写し、資料1-1「東京港港湾計画書-一部変更」、資料1-2「東京港港湾計画資料-一部変更」、資料1-3「港湾計画の一部変更(案)について【概要】」、資料2-1「東京港港湾計画書-軽易な変更」、資料2-2「東京港港湾計画資料

「軽易な変更1」、資料2―3「港湾計画の軽易な変更(案)について」、資料3「東京都海上公園計画の変更(案)」、資料4「港湾環境整備負担金部会の報告」、資料5―1「京浜港の総合的な計画【概要版】」、資料5―2「京浜港の総合的な計画」でございます。

これに加えて、参考資料といたしまして、本日の「座席表」、「東京都港湾審議会条例」、「東京港便覧」を配付しております。

資料の不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

なお、お手元でございますマイクの操作について簡単に案内を申し上げます。

ご発言の際でございますが、手前のマイクスタンドのボタン、中央の下側だと思いますけれども、こちらを押していただきますと、ボタンの部分とそれからマイクの先端部分が赤く点灯いたしますので、その後、お話をいただきたいと思っております。

なお、ご発言が終わりましたら、お手数でございますが、再度手前のボタンを押していただきますと赤いランプは消えますので、よろしくお願いいたします。

## 新任委員の紹介

○松本企画担当課長 それでは、早速議事のほうに入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

高橋会長、よろしくお願いいたします。

○高橋会長 皆さん、こんにちは。お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私、高橋と申しまして、ただいま港湾審議会の会長を仰せつかっております。よろしく

お願いいたします。

それでは、座って議事進行をさせていただきたいと思っております。本日は、前回の審議以降、委員の方の交代がございましたので、事務局からご紹介をお願いいたします。

○松本企画担当課長 それでは、新たに就任いただいた委員の方々ににつきまして、お手元の委員名簿に従いまして、僭越ではございますが、私のほうからご紹介をさせていただきますと存じます。

お手元の名簿に星印がついている方が、今回から新たに就任された方でございます。

まず、港湾・海上公園利用者の方々からご紹介いたします。

田邊典夫委員でございます。

それから、田中稔委員でございますが、本日は所用のため欠席とのご連絡を受けてございます。

次に、東京都議会議員の方々でございます。

岡田眞理子委員でございます。

山崎一輝委員でございます。

鈴木あきまさ委員でございます。

次に、関係行政機関の方々でございます。

森川卓也委員でございます。

恩田隆委員でございます。

以上で、新たに就任いただいた方々の委員のご紹介を終わらせていただきます。

引き続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

副知事の村山でございます。

港湾局長の中井でございます。

港湾局技監の前田でございます。

総務部長の黒田でございます。

港湾経営部長の小宮でございます。

臨海開発部長の石原でございます。港湾整備部長の石山でございます。

離島港湾部長の平田でございます。

港湾経営改革担当部長の笹川でございます。

開発調整担当部長の大和田でございます。

計画調整担当部長の大釜でございます。

以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

## 審議事項

### (1)東京港港湾計画の一部変更(案)

### (2)東京港港湾計画の軽易な変更

#### (案)

### (3)東京都海上公園計画の変更(案)

○高橋会長 それでは、諮問事項の審議に入らせていただきます。諮問書の写しを皆様方のお手元に資料として配付してございます。

諮問事項第一、「東京港港湾計画の一部変更(案)」、「東京港港湾計画の軽易な変更(案)」、「東京都海上公園計画の変更(案)」の三件につきまして、事務局から説明をいただきました後に、まとめてご意見、ご質問などをお伺いしたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○石山港湾整備部長 港湾整備部長の石山でございます。

私からは、諮問事項の(1)、(2)につきまして説明申し上げます。

す。恐れ入りますが、着席して説明させていただきたいと思っております。

まず、東京港港湾計画の一部変更(案)につきまして、概要を説明させていただきます。

お手元に配付してあります資料1-1から資料1-3のうち、資料1-3のA-2資料を用いまして説明させていただきます。

まず、今回の一部変更は、本年三月末に成立いたしました港湾法の改正に伴うものでございます。

一の背景でございますが、ここでは改正港湾法の概要を簡単に説明いたします。

今回の一部変更に関係している改正内容は、大別して三つでございます。

①が港湾の港格の見直しです。

これまで特定重要港湾、重要港湾と地方港湾という三区分でしたが、我が国港湾の国際競争力を強化するため、新たに国際戦略港湾を港湾法上の港格として位置づけるとともに、特定重要港湾の名称が国際拠点港湾に改められました。

東京港は、昨年8月に、川崎港、横浜港とともに京浜港として国際コンテナ戦略港湾に国土交通省から選定され、位置づけられております。

なお、神戸港、大阪港の阪神港も同様でございます。

次に、②の港湾計画の策定項目として、港湾の効率的な運営に関する事項が追加されました。

民間の能力を活用し、港湾の効率的な運営を行うため、将来的に港湾運営会社の運営の対象となるふ頭の範囲を港湾の効率的な運営に関する事項として記載します。

③の港湾運営会社制度の創設ですが、これは平成二十三年十二月から施行予定となっております。

港湾運営に民の視点を導入し、よりユーザーニーズに対応した低コストで高質なサービスの実現を目的に制度が創設されました。

(二)は、港湾運営会社制度の概要についてでございます。

まず、港湾運営会社は、国際戦略港湾等において、コンテナふ頭等を一体的に運営する株式会社でございます。

この会社は、行政財産の貸し付け、港湾施設の建設に要する資金の無利子貸し付けを受けることが可能となります。

また、料金決定権を有し、利用者となる船会社等に営業活動が可能となります。

京浜港の場合、この会社は、国土交通大臣が港湾管理者の同意を得て指定します。

以上が、今回の港湾計画の一部変更の背景、改正港湾法の概要でございます。

次ページのA四の参考資料に、港湾の港格の見直し及び港湾運営会社の制度の概要を添付しておりますので、これは後ほど参考としてご覧いただければと思います。

戻りまして、資料1-3の右側の港湾計画の一部変更(案)についてご覧いただけますでしょうか。

(一)変更理由でございます。

民間の能力を活用し、港湾の効率的な運営を行うため、内港地区、南部地区、中部地区、東部地区及び中央防波堤地区に、効率的な運営を特に促進する区域を計画いたします。

次に、(二)変更内容でございます。

改正港湾法で港湾計画に位置づけることとなった港湾の効率的な運営に関する事項を計画いたします。

具体的には、一覧表のとおり、コンテナ船及びロールオン・ロールオフ船により運送される貨物を取り扱うふ頭について、効率的な運営を特に促進する区域として計画し、港湾計画図に

は青囲みで表示いたします。

また、この区域は、計画施設も対象となります。

添付してありますA三の東京港湾計画図をご覧いただけますでしょうか。三枚目でございます。

具体的なふ頭として、コンテナふ頭は、図面左上より品川ふ頭の南側部分、大井ふ頭、青海ふ頭及び現在、新規整備中の中央防波堤外側ふ頭、新海面処分場ふ頭でございます。

ロールオン・ロールオフ船が利用するふ頭は、図面の左上より品川ふ頭の北側部分、十号地その二・西ふ頭、十五号地・若洲ふ頭及び現在新規整備中の中央防波堤内側のふ頭でございます。

これらのふ頭が、港湾の効率的な運営に関する事項に該当する、将来的に港湾運営会社が運営することとなるふ頭でございます。

お手数ですが、資料1-3にお戻りいただけますでしょうか。右下の②港湾運営会社による運営の対象となるふ頭の範囲でございます。

効率的な運営を特に促進する区域、上記①のうち、港湾施設の利用実態等を考慮した上で、港湾法第四十二条の十一第一項の規定により、行政財産である以下の港湾施設を、当面の港湾運営会社による運営の対象といたします。

具体的には、②の表にありますように、①の表で計画した区域のうち、品川コンテナふ頭五百五十五メートル、大井コンテナふ頭九百九十メートル、青海コンテナふ頭八百七十七メートルの三地区を対象としております。

以上の内容が、資料1-1、港湾計画書及び資料1-2、港湾計画資料に記載されております。後ほどご確認いただければと存じます。

以上が、港湾計画の一部変更の概要でございます。

続きまして、港湾計画の軽易な変更(案)について概要をご説明させていただきます。

お手元に配付してあります資料2-1から資料2-3のうち、資料2-3のA三の資料を用いまして、説明させていただきます。

今回の軽易な変更は、都の港湾局が海上公園として整備・運営してきた昭和島南緑道公園について、地元大田区への移管する準備が整いましたことから、港湾計画の手続として、当該地区の港湾環境整備施設計画と土地利用計画の変更を行うものでございます。

まず、資料の左側の位置図をご覧ください。

昭和島南緑道公園は、東京港湾計画の南部地区に属し、大井ふ頭の南西、昭和島の西側部に位置する面積〇・四ヘクタールの海上公園でございます。

右側に行きまして、港湾計画の変更内容についてでございます。

初めに、(一)港湾環境整備施設計画の変更でございます。

港湾環境整備施設計画とは、港湾の環境の整備及び保全のために整備する海浜、緑地、広場等の施設を港湾環境整備施設として位置つけた計画でございます。これらの施設は都の港湾局が主体となり、海上公園事業等として整備を進めているものでございます。

昭和島南緑道公園は、地元大田区への移管に伴い、今後は区立公園として管理運営されていきますので、港湾環境整備施設計画の当該部分を廃止・削除するものでございます。

次に、(二)土地利用計画の変更です。

土地利用計画の区分には、緑地とその他緑地がありまして、さきにご説明しました港湾環境整備施設として計画されているものを緑地と位置づけております。

また、都市公園などとして計画・整備・運営され、港湾の環境の整備という目的から関係が薄いものはその他緑地として分類整理しております。

今回の変更は、昭和島南緑道公園をその他緑地として分類整理するものでございます。

この内容が、資料2-1、港湾計画書及び資料2-2港湾計画資料に記載されております。後ほどご確認をいただければと存じます。

以上が、港湾計画の一部変更及び軽易な変更の概要でございます。よろしくお願いたします。

○石原臨海開発部長 臨海開発部長の石原でございます。

私からは、諮問事項三の東京都海上公園計画の変更(案)につきましてご説明を申し上げます。恐縮でございますが、着席をしてご説明をさせていただきたいと存じます。

本件は、東京都海上公園条例第六条第三項に基づきまして諮問させていただいたものでございます。

資料3「東京都海上公園計画の変更(案)」をご覧ください。いと存じます。

表紙をめくっていただくと目次がございます。本日、ご審議いただく案件は三件でございます。

一枚めくっていただきまして、一ページ目の案件位置図をご覧ください。

中央区及び江東区にまたがる春海橋公園の既定計画の変更と、大田区にございます昭和島南緑道公園及び大森緑道公園の既定計画の廃止でございます。

本日、ご審議いただきます三つの案件の事由でございますが、いずれも海上公園の区への移管でございますので、その経緯について若干説明をさせていただきます。

海上公園の区への移管に関しましては、十二ページの参考資

料にございますが、ちょっとご覧いただきたいと思っておりますけれども、平成十七年二月の港湾審議会におきまして、海上公園の新たな管理主体について、その考え方と移管の基準についてご答申をいただいたところでございます。これをもとに関係区と話し合いを重ねまして、このたび、中央区及び大田区との協議が整いました三公園の移管を行いたいと考えております。

したがいまして、これに先立ち、都立海上公園としての計画の変更をお諮りするものでございます。

それでは、具体的に申し上げたいと存じます。

まず、一番の春海橋公園でございますが、恐縮ですが二ページにお戻りいただきたいと存じます。

これは春海橋公園の既定計画を変更するものでございます。春海橋公園は、中央区晴海二丁目と江東区豊洲二丁目にまたがります計画面積六ヘクタールの公園でございます。このうち移管して区の公園とする地域は、中央区晴海二丁目の三・六ヘクタールで、赤色で今回廃止区域を示してございます。

その結果、春海橋公園は陸域二ヘクタール、水域〇・四ヘクタール、総面積二・四ヘクタールの規模となります。

三ページには図面、四ページには航空写真を示してござい

ます。次に、一番目の昭和島南緑道公園でございますが、五ページをご覧ください。

昭和島南緑道公園の既定計画を廃止するものでございます。昭和島南緑道公園は、平和島運河に面した計画面積〇・四ヘクタールの公園でございます。公園中央に築山がございまして、近隣の子供たちの遊び場として利用されております。赤色部分

が既定計画廃止区域となります。六ページには図面、七ページには航空写真を示してござい

ます。次に、二番目の大森緑道公園でございますが、八ページをご覧ください。

大森緑道公園の既定計画を廃止するものでございます。大森緑道公園は、平和島運河に面した計画面積一ヘクタールの公園でございます。運河沿いの長い水辺のプロムナードとなっております。近隣住民の方々の散歩等に利用されております。赤色の部分が既定計画廃止区域となります。

九ページには図面、十ページには航空写真を示してござい

ます。なお、移管された公園につきましては、春海橋公園は中央区が、昭和島南緑道公園及び大森緑道公園は大田区が区立公園として今後管理していくこととなります。

また、区移管に伴う港湾計画の変更につきましては、昭和島南緑道公園につきましては、先ほど港湾計画の軽易な変更でお話ししましたとおり、緑地からその他緑地に変更いたします。

また、春海橋公園の陸側部分につきましては、土地区画整理事業という新たなまちづくりの中で整備された土地でございまして、都市機能用地としての位置づけがあることから、港湾計画の変更はございません。

また、水際沿い五十メートルの部分につきましては、防潮護岸の機能を有する多機能な親水緑地として整備され、その底地を港湾局が所有することから、港湾計画の変更はございません。

大森緑道公園につきましては、港湾計画の区域外にありますので、港湾計画に係る変更はございません。

説明は以上でございます。

なお、東京都海上公園計画の総括表が十一ページにございますので、ご参考にしていただければと存じます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○高橋会長 ありがとうございます。

○高橋会長 ただいまの説明二件につきまして、皆様方からご意見、ご質問などございましたらお伺いしたいと思います。いかかでございますか。

鈴木先生。

○鈴木委員 一言意見、若干質問させていただきたいと思っておりますが、大田区では、今の昭和島の南緑道公園と、それから緑道公園、これは大森ふるさとの浜辺につながる遊歩道的な公園であったりですね、一体となった公園として使われておりまして、大田区が大森ふるさとの浜辺公園を非常に整備をして大森は海苔のふるさとですから、ふるさと館などもありまして非常に大勢のお客様が区外からお見えになっております。

そういうような意味合いにおきまして、区が主体的に、一つの公園エリアでございますので、ふるさとの浜辺公園の。これは大田区に移管されて一体的に管理をして、これから利用されるというのは非常にいいことだと思っております。そういう意味では大賛成でございます、いずれにしても、私、このすぐ裏に住んでいるものですから、普段から、この緑道公園が指定管理者制度に移行されました、夏、大分緑が生い茂ったりしているその伐採等々とか、管理もちょっとかゆいところに手が届かないような、すぐ生い茂って子供たちが夕方歩くのにちょっと危険な状況なんかもあったんですけども、それが手が届かないような感じの状況がありましたけれども、ぜひ区に移管されたらそういうようなところもきめ細やかな管理維持をしてもらえるのじゃないかなというふうにも思っております。

ただ、残念なのは、この緑道公園、ずっと舗装ですとかそれからいろいろな浸透性のある舗装というか整備をしていただいていたんですがまだ三分の一ぐらいしかそれが終わっていない状況だと思うんです。今後は、この整備をするのは基本的に

は大田区の責任で整備するというようなことになるので、できれば全部整備してから大田区に移管してほしかったなと、そういうような思いがあるんですが、その辺の今後の、現在、整備途中の状況だと思うんですけども、その辺の経費の問題なんているのはどうなるのか、一点だけ質問をしておきたいと思いましたが、今回の変更については大賛成でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、石原さん。

○石原臨海開発部長 緑道公園につきましては、遊歩道の舗装は終了しているという状況のようです。

今後、区と打ち合わせをしまして、遺漏のないよう進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○高橋会長 よろしゅうございますか、鈴木さん。

ほかにご意見ございましたらどうぞ。

どうぞ、田中先生。

○田中委員 すみません、一点質問です。

一点目が、港湾運営の管理者制度というのが二十三年十二月から施行されるということなんですが、これは昨年も京浜港の総合的な計画の中でずっと議論されてきて、流れとしては、確か東京港埠頭公社は民営化されているので、さらにそれが横浜の埠頭公社が民営化されて、それを合併ないしは一つにしてこの運営会社をつくるというような話であったと思うんですが、その進捗状況をまたスケジュール的なものは書いていないので、制度自体はできたけれども、今後、どのように進んでいくかというのを聞きたいのが一点であります。

一点目が、海上公園の話なんです、私もこの海上公園等大変小さな公園が区に移管されて、総合的に区がそれぞれ計画をするのはいいことだと思うんですが、残りどのような公園があるのか、このような小さな公園が、東京都が管理している、も

しくは港湾局が管理しているのであるのか。  
その二点をお聞きしたいと思えます。

○高橋会長 どうもありがとうございます。  
どうぞ。

○笹川港湾経営改革担当部長 港湾経営改革担当部長の笹川で  
います。

港湾運営会社につきまして説明を申し上げます。

港湾法の改正についてでございますけれども、今の時点では  
埠頭会社が必ず指定されるといふような状況にはまだなつては  
おりません。想定はしております。

スケジ ュール等についてでございますけれども、港湾運営会  
社制度に係ります港湾法の規定は十二月に施行される予定とい  
うふうに聞いておりますので、施行後三か月の間は京浜港全体  
のふ頭分を運営いたします港湾運営会社につきまして指定申請  
を受けつけるということになります。この間に申請がなかった  
場合には、もしくは指定を行わないこととした場合には、京浜  
港内の区分指定を行いまして、東京、川崎、横浜、それぞれの  
ふ頭分を運営する株式会社、すなわち特例港湾運営会社の指定  
申請を受け付けるということになります。

この特例運営会社の申請期間は、平成二十五年の三月までの  
一年間を想定しております。

また、特例港湾運営会社は時限措置でございますして、最終的  
にはこれらが統合いたしまして、京浜港で一つの港湾運営会社  
となるということが予定されております。

なお、この期限につきましては、平成二十八年の三月とい  
ふふうに想定しております。

以上でございます。

○高橋会長 よろしゅうございますか。

○石原臨海開発部長 私のほうから、海上公園の関係、お答えし

たいと思いますが、区移管の基本的な考え方でございますけれど、  
先ほど資料の一番後ろのほうにつけておいたんですけれども、  
基準といたしまして三つ考えておまして、おおむね十ヘクタ  
ール未満の公園であること、それから湾岸道路の内側で住宅地  
に隣接しており、市街地化された地域の公園であること、それ  
から三つ目が、湾岸道路海側地域内の公園で近隣住民等の利用  
が主体の公園であるとか区の施設が設置されている公園である  
とか、隣接する公共施設と一体的管理が望ましい公園などにつ  
いては、区と協議をいたしまして移管を進めるといふことで現  
在考えてございます。対象の数としては、今のところ五つぐら  
いが狙い上に乗ってくるかなということでご理解いただきたいと  
思います。

○高橋会長 ほかに何かございませんか。  
どうぞ。

○下保委員(代理 吉永関東地方整備局副局長) 関東地方整備  
局の吉永でございます。

一部変更の内容についてご意見、ご質問を申し上げたいと  
いふふうに思っております。

一部変更につきましては、国際コンテナ戦略港湾としてこ  
れから東京港を運営していくための一番目の手続として効率  
的な運営を特に促進する区域、これを定めるといふような位置  
づけではないかというふうに思っています。国際的なコンテナ  
戦略港湾になるために、やはり貨物を集めるといふのが非常に  
大事でございます。そうした中で、東日本の貨物を集めてくる  
ということ、国内の貨物を集めてここから国際の船に乗せる  
と、こういうことになるかと思っております。

そうした中で、東京港の基幹的なコンテナふ頭の役割を果た  
していただきます頭についてでございますけれども、この中の八  
号ふ頭、これは今回、この区域に入っておりますが、本来、

国際戦略港湾の提案書とか、あるいは規定の港湾計画等の中では、フィーダー機能、国内の貨物を集めて国際に渡すと、そういう岸壁の役割というふうな位置づけられておりまして、そういった面では大事な機能かなというふうに思っています。本来であれば、そういった岸壁も効率的な運営を特に促進する区域として含めるべきではないかなというふうに私は考えておりまして、この辺についてどのように考えておられるのか、今後、どういつふうにされるのか、この辺について都のお考えを教えてくださいただければありがたいというふうに思っております。

○高橋会長 ありがとうございます。

どうぞ、笹川さん。

○笹川港湾経営改革担当部長 効率的な運営を特に促進する区域に含まれる理由につきまして、大井の八号バースの状況についてご説明申し上げます。

現状では、隣接バースとともに背後に冷蔵上屋を抱えます水産物専門ふ頭として機能しております。水産、港運、冷蔵の三業界での共同出資により設立されました会社がこの水産物専門ふ頭を一括して使用しております。

港湾計画におきましては、水産品等の外貿貨物及び増大する内航フィーダー需要等に対応する多目的ふ頭として位置づけられているところでございます。

計画上は水産物ふ頭としての機能も残るため、現在の使用者との間で、将来的な姿についての十分な議論を経る必要があるということもございまして、今回は効率的な運営を特に促進する区域への位置づけは見送ることいたしました。

○高橋会長 よろしゅうございますか。  
はい、どうぞ。

○下保委員(代理) 吉永関東地方整備局副局長 計画上、そういう位置づけもありますし、全体として国際戦略港湾として進め

るためには、やっぱりこのフィーダー機能というのは非常に大事じゃないかなというふうに思っておりますので、調整をぜひ早く進めていただいて、非常に国際競争もスピード感を持って展開されていますので、早急にこの岸壁の取扱いを位置づけていただくように私たちは期待を申し上げますというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんか。

崎田先生。

○崎田委員 それぞれ一点ずつ質問させていただきましたんですけども、最初の国際戦略港湾になるに伴い、効率的な会社組織にということなんですが、これまで二、三年のいろいろな検討の中で、例えばエネルギーを供給側に立ってきちんと船舶に供給できるような、そういうようなことも国際的な魅力ある港湾として、そういう道もあるのではないかと、そういうような検討もあつたかと思うんですが、特に今度、三・一以降、そういうエネルギー自立型というのは大変重要な視点かと思うんですが、そのようなことに関しては、この辺はどういう話が出ているか、その辺のことを教えていただければというふうに思います。

もう一点、公園なんですけれども、身近な公園にということとで区移管というのは、流れとしては大変いいことだと思っております。

それでその後、ぜひ身近な公園としてきちんと地域密着型で運営していただければ大変うれしいと思うんですが、そういう魅力ある運営の仕方として何か特徴的に三つの公園でそれぞれの区が示してくださいようなプランとか、そういうものがあるのかちょっとお聞かせいただければ大変ありがたいと、よろしく願います。

○高橋会長 ありがとうございます。

どうぞ、笹川さん。

○笹川港湾経営改革担当部長 エネルギーの供給の関係での「質問」ということで、一点目お答えさせていただきます。

これにつきましては、後ほど総合的な計画の中で「報告をしよう」と思っていたところなんですが、一応環境対策というところで、再生可能エネルギーの活用ということで太陽光発電とか低炭素社会の実現に向けた取組を推進しているということを計画の中に一応盛り込ませていただいております。

○高橋会長 崎田先生、よろしいですか。何かあればどうぞ。

○崎田委員 大丈夫です。いろいろとまた考えておられるので安心いたしました。

○高橋会長 ありがとうございます。  
どうぞ。

○石原臨海開発部長 区へ移管した後の魅力ある管理の仕方というふうなお話だったと思うんですが、一義的には区のほうで検討されてどうかということだと思っておりますので、都としても協力できることについては一緒に考えていきたいとは思っております。

○高橋会長 どうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。ぜひ区に移管したら区の皆さんがということなんですが、ぜひ温かく見守っていくとか、何かそういう形があればうれしなというふうに思います。よろしく願います。

○高橋会長 ありがとうございます。

ほかに「意見」ありませんか。

どうもありがとうございます。これで大変貴重な「意見」たくさんいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、お諮りいたします。

ただいまの東京港港湾計画の一部変更(案)、東京港港湾計画の軽易な変更(案)及び東京都海上公園計画の変更(案)の三件につきまして、原案を適当と認めることとしたいと存じます。  
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、原案を適当と認める旨、答申したいと思います。

## 答申手続き

○高橋会長 それでは、会長の私から答申書を村山副知事にお渡しいたしますので、サインをしたりする準備がございまして、しばらくお待ちください。

(答申書に署名)

(答申書 手交)

○高橋会長 ただいま答申案を村山副知事にお渡しいたしました。

## 東京都副知事挨拶

○高橋会長 では、村山副知事から「挨拶を賜りたいと思います。村山副知事 改めまして、東京都の副知事の村山でございます。

一言「挨拶をさせていただきます」と思います。

まずもって、平素から東京港の港湾行政について非常に「協力」を指導いただきまして本当にありがとうございます。この場をお借りいたしまして、改めて御礼を申し上げます。

また、ただいまは高橋会長から東京港湾計画の一部変更等の諮問につきまして、原案を適当と認める旨の答申をいただきました。委員の皆様方にお忙しい中ご審議を賜りまして、誠にありがとうございます。

東京港におきましては、三月十一日の大震災以来、やはり東京港の防災性の一層の強化ということが非常に重要な課題にますますなっております。現在、我々としても災害時の緊急物資、人員の輸送拠点となる耐震強化岸壁等の整備などににつきまして、従来に増してスピードアップしていこうと頑張っているところでございます。

一方、経済のグローバル化あるいは東アジアの経済成長に伴う国際的な海上輸送環境が激変をいたしております。そうした中で、東京港を取り巻く状況に的確に対応していく必要があるというふうに考えております。

先ほどご審議いただきました港湾計画の一部変更についての答申の中でもいただきましたとおり、東京港は横浜港、川崎港とともに昨年八月、国際コンテナ戦略港湾に京浜港という選定をされまして、またこの九月には、三港が今後策定していく港湾計画の基本となります。京浜港の総合的な計画を策定いたしました。この計画につきましては、この後の報告事項の中でまた改めてご説明をさせていただきます。この計画に基づきまして、三港がより一層連携を深めまして、京浜港として国際競争力強化に向けた取組を強力に推進してまいりたいと、かように考えております。

東京港は、今年で昭和六十年の開港以来、七十周年の節目の年を迎えております。これまで港湾施設の整備のほか、臨海副都心をはじめとするまちづくり、貴重な水辺空間や海上公園など、多様な機能が充実した東京港の整備を私どもとしては進めてまいったつもりでございます。

今後とも、首都圏四千万人の生活と産業活動に重要な役割を果たしていくとともに、皆様方の貴重なご意見、今日もいただきましたご意見を賜りながら、都民や内外からの来訪者が潤いと安らぎを感じて楽しく快適に過ごせる、そういう賑わいや魅力づくりに一層努めていきたいと思っております。

最後になりましたけれども、ご列席の委員の皆様方には、今後とも東京港の振興発展のために何とぞお力添えを賜りますようお願い申し上げます。私からのご挨拶にさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○高橋会長 ありがとうございます。

村山副知事は所用がございまして、これで退席いたしますのでご了承賜りたいと思っております。

村山さん、ありがとうございます。

## 報告事項

### (1)第三十回港湾環境整備負担金部

#### 会の報告

○高橋会長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。

第三十回港湾環境整備負担金部会の決議事項につきまして、部会長の川嶋委員からご報告をお願いいたします。

川嶋さん、よろしく。

○川嶋委員 港湾環境整備負担金部会の部会長を仰せつかっております川嶋でございます。

平成二十二年年度の第三十回港湾環境整備負担金部会の審議

結果についてご報告を申し上げます。

平成二十三年の一月十八日に港湾環境整備負担金にかかわります負担対象工事の指定につきまして、知事から当審議会に諮問がございました。

お手元の資料4をご覧くださいと思いますが、一ページがその諮問書でございます。

続きまして、二ページの資料をご覧くださいと思います。負担対象工事の指定についての諮問内容でございます。

平成二十二年度の負担対象工事は、平成二十一年度を実施した工事でございます。港湾環境整備施設の建設または改良維持、そして漂流物の除去、いわゆる水面清掃でございます。

工事内容と負担金にかかりますこの二ページの表の①から⑧の各項目につきましては、港湾環境整備負担金条例に基づきまして、部会が終了いたしました後、平成二十三年二月十日に告示を行っております。

最後に、三ページをご覧くださいと思います。こちらが答申書でございます。部会におきまして慎重に審議を行いました結果、東京都港湾審議会条例第八条の二に基づきまして、原案を適当とする旨、答申いたしましたので、ご報告をいたします。

ありがとうございます。

○高橋会長 ご報告ありがとうございました。

港湾環境整備負担金部会につきましては、東京都港湾審議会の条例によりまして、部会の決議をもって審議会の決議とすることになっておりますので、これをもって承認したいと思っております。ご了承賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

## (2)京浜港の総合的な計画について

○高橋会長 続きまして、京浜港の総合的な計画について説明をお願いいたします。

笹川港湾経営改革担当部長、お願いします。

○笹川港湾経営改革担当部長 去る九月九日、京浜港連携協議会におきまして、京浜港の総合的な計画を策定いたしましたのでこの場でご報告をさせていただきますと存じます。

大変恐縮でございますが、着席の上で説明をさせていただきます。

最初に、本計画の位置づけについて申し上げます。

本計画は、京浜三港が策定いたします港湾計画の基本となるものとして策定いたしました。東京港、川崎港、横浜港は本計画を受け、平成二十五年末を目途として、それぞれ港湾計画の改訂を行う予定でございます。

東京都におきましては、今後、この内容を踏まえつつ、東京港湾計画の改訂検討作業を行っていきたくと考えております。改訂作業に当たりましては、本審議会のご指導を受けながら進めていきたいと考えておりますが、具体的な検討体制等につきましては、今後、会長と相談・調整をさせていただきますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

お手元に資料5-1「京浜港の総合的な計画」の概要版並びに資料5-2、京浜港の総合的な計画の本編をお配りしておりますが、本日は資料5-1の概要版に基づき説明をさせていただきます。お手元、この資料になります。

まず、表紙を開いていただきまして、左側の一ページ、1、京浜港の総合的な計画とはからご覧くださいたいと存じます。

京浜港の総合的な計画は、平成二十二年二月策定の京浜港共同ビジョンで提示いたしました京浜港の目指すべき将来像の実

現に向け、平成四十年代前半を目標年次といたしまして策定したものでございます。本計画は、地方自治法に基づく京浜港連携協議会において策定した計画であると同時に、各港で今後策定する港湾計画の基本となるものでございます。

次に、Ⅱ、京浜港の現状をご覧ください。京浜港は、首都圏四千万人の生活を支える総合物流拠点であると同時に、北海道、東北地方の貨物も京浜港を利用する割合が高く、総合港湾として東日本の住民生活や産業を支えています。

一方で、近年、日本からアジア諸国への生産拠点の移転やアジア諸港の躍進によりまして、日本港湾の相対的地位が低下しております。京浜港を取り巻く状況（コンテナ貨物の下段の左の図にお示しいたしますとおり、アジア米国間における日本発の貨物シェアは、平成九年の十六%から平成十九年では六%と低下しております）。

また、東日本発の輸出貨物における京浜港の取扱いシェアにつきましても低下をしております。右側の図のとおり、平成五年ではシェア八十%以上を示します赤色が多かったのですが、ますますけれども、平成二十年度ではシェア五十%未満を示す黄色や青などの色が増えております。

このような状況に対処するため、京浜港はアジアの拠点港湾として機能強化への取組が必要になっております。

右のページ、二ページ目をご覧ください。

京浜港の目指すべき姿でございますが、京浜港共同ビジョンと国際コンテナ戦略港湾の選定を受けまして、本計画では五つの目標を設定してございます。右手の黄色い枠の中に掲げてございますとおり、具体的には国際基幹航路の維持・拡大やふ頭機能の充実・強化をはじめ、交通ネットワークの充実・強化、さらに下段の枠内にお示してございますが、このたびの東日本大震災を踏まえまして、大規模地震災害時における国際物流

機能の確保などを目標として設定いたしました。

また、本計画では、京浜港の目標とする貨物量を設定いたしました。表の京浜港の目標とする貨物量の枠内にご覧いただけます。二の目標貨物量の設定の表がございしますが、その最下段にございまず合計欄のとおり、目標貨物量は、平成四十二年には三港全体で四億一千八百万トンから四億八千二百万トン、コンテナ貨物取扱個数は下段にございまずグラフのとおり、平成二十年の七百六十万TEUから平成四十二年には千二百五十万から千四百七十万TEUとすることを目指してまいります。

恐れ入りますが、左右のページをさらにおめくりをいただきまして、一番左側の三ページをご覧ください。ここから目標の実

Ⅳ、実現に向けた基本戦略でございます。ここから目標の実現に向けた取組についてご説明申し上げます。

まず、コンテナ貨物集荷策の展開といたしましては、東日本で生産消費されます貨物を主な集荷の対象といたしまして、内航フェイダー輸送、鉄道及びトラックフェイダー輸送の強化により、コンテナ貨物の集荷力を強化してまいります。

ターミナルコストの低減といたしましては、施設整備に係る国費導入等による貸付料原価の低減やターミナルの利用促進等に向けた貸付料の柔軟化といった利便性の向上とコスト低減策を推進してまいります。

京浜港の一体化による利用者サービスの向上といたしましては、三港間の横持ちに係る輸送費用の支援などに取り組んでまいります。

その右側の四ページをご覧ください。

物流施設配置の基本的な考え方でございますが、三港の特徴や既存施設及びこれらの持つポテンシャルを生かしまして、連携することにより総合港湾としての強みを発揮する施設配置といたします。さらに、施設の耐震化や災害に強い交通ネットワ

ークの構築を図りまして、災害時には三港相互の補完機能をあわせ持った施設配置を進めてまいります。

コンテナターミナルの施設配置等について申し上げますと、一、コンテナ船の大型化への対応、二、アジア貨物の増大への対応、三、内航フィーダー貨物への対応といった三つの方針に基づきまして、コンテナターミナルの整備を進めてまいります。

具体的には、下段左の青枠内にごさいますとおり、東京港では、中央防波堤外側・新海面処分場におけるコンテナターミナルの整備を進めるとともに、既存の大井・青海ふ頭におけるヤード拡張や岸壁増深など機能強化・再編を行ってまいります。

川崎港では、東扇島ふ頭におけるコンテナターミナルの充実横浜港では、南本牧ふ頭におけるマイナス二十メートル岸壁を要するコンテナターミナルの整備などの取組を進めることとしております。

右側の図でそれぞれの整備地域を青の点線で囲み、お示しいたしました。

さらに、左側の五ページをご覧ください。

公共在来ふ頭の施設配置等でごさいます、左上段のオレンジ色の枠内にごさいますとおり、完成自動車、内貿ユニットロード貨物、その他の在来貨物に分けまして、その貨物ごに対応の方向性をまとめてごさいます。

その右枠は、内貿ユニットロードふ頭と完成自動車取扱ふ頭をそれぞれ赤丸と青丸で囲い、お示してごさいます。

次に、下段にごさいます三港の連携を強化する交通体系のあるべき姿でごさいます、下段左側の図にごさいます国道三五七号の整備促進などによる京浜軸の形成や右側の図にごさいます第二東名、首都圏三環状などの整備などによりまして、背後圏との間にさまざまな輸送手段による広域ネットワークを形成してまいります。

さらに、その右側の六ページをご覧ください。

広域的な課題への対応でごさいます、ここでは東日本大震災の影響を踏まえ、災害対策に係る内容を充実いたしました。

取組の方向性といたしましては、震災等により港湾施設が被災し、国内・国際物流網に対して重大な影響を及ぼすことがないよう、三港がそれぞれ耐震強化岸壁を整備するなど相互の補完機能を確保することにより、リスク分散を図ってまいります。

また、三港連携による津波・高潮対策や京浜港港湾BCPの検討に取り組んでまいります。

加えて、二の広域的な課題への的確な対応といたしまして、保安対策強化によるセキュリティ水準の高度化などの危機管理対策、下段にごさいます絵のとおり、先ほどもちよつと若干触れさせていただきましたが、再生可能エネルギーの活用などの環境対策に取り組んでまいります。

恐れ入りますが、冊子を閉じていただきまして、裏面の七ページをご覧くださいませ。

京浜港の一体的な経営の推進でごさいます、京浜港が国際戦略港湾として競争力を高め、世界の主要港と対峙していくため、京浜港の一体的な経営によるスケールメリットを生かし、効率的な港湾経営を推進するものでごさいます。

また、下段には、東日本大震災の影響につきまして、震災後直ちに実施した施策、震災を踏まえ、今後も実施すべき施策をお示しいたしました。

以上、雑駁ではごさいますけれども、説明のほうを終わらせていただきます。

○高橋会長 ありがとうございます。大変よくまとまったいい資料だと思います。それぞれ皆さんご意見ごさいましたら、また質問もごさいましたらどうぞ。

何か例えはこの書き方に東京重点で書いているんじゃない

かとか、横浜に対するメンションが少ないんじゃないかとかいろいろそういう意見もございましたら、何でもおっしゃってください。近ごろやっぱりの京浜三港、できたにもかかわらず何となくその精神を誤解していて、港が横浜も面倒を見ているから東京はほかのことをやれみたいな発言をする人がいるわけですね。そういうものではない。やっぱり京浜三港、しっかり仲良くやっていかないと、この京浜三港は埋没しちゃうだろうと私は思うんですね。そういうやぶにらみの議論をする人には、私は常に徹底的に戦ってきたつもりでございます。皆さんそれぞれご覧になって、ご感想、ご意見ございましたらどうぞ。

よろしゅうございますか。大変に私はよくまとまっていると思います。よろしければ、これでご了承賜りたいと思います。誠にありがとうございます。

それでは、ほかにご意見ございませんでしたら、報告事項を終わらせていただきます。

## 議事の終了

○高橋会長 それでは、これをもちまして本日の議事は全て終了いたしました。

最後に、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

○松本企画担当課長 それでは、引き続き港湾環境整備負担金部会を開催いたしますので、部会委員の皆様には、お疲れのところ誠に恐縮でございますが、入り口を出まして向かい側でございます特別会議室二十四にお集まり願います。

以上でございます。

○高橋会長 どうも皆さんありがとうございました。  
またよろしく願います。

閉会（午後三時五十八分）

——了——